

本校は、教育目標「自ら学ぶ 共につくる」のもと、児童が主体的に学習に取り組み、創造的な活動を生み出すことができる魅力ある学校づくりを目指しています。そのためには、本校が児童にとって安全・安心な学校であり、仲間と協力し合いながら取り組むさまざまな活動を通して、お互いを認め合い自己の成長を実感できることが大切です。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れさえあります。本校が安全・安心な学校であるためには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを、教職員はもちろん、児童がしっかり理解することが必要です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、町、町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに当たるかどうか判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

①縦割り班の活用

体育大会をはじめとした学校行事や毎日の清掃活動、なかよしタイムなどにおいて、縦割り班を積極的に活用します。学年の枠をといた仲間づくりを促進するとともに、上級生が下級生の世話をすることで、思いやりや助け合いの心、感謝の心が育成されるよう努めます。

②人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、保育園児・障がいをもつ人・高齢者等との交流を通して、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

③道徳教育の充実

発達段階に応じた計画的な指導を行い、思いやりや助け合いの心、感謝の心の育成に努めます。

(2) 学校評価への位置づけ

(本年度目標) 主体的・創造的な学びづくり

- ・児童が試行錯誤しながらも、主体的に考え、進んで活動できる場と機会を保障し、「学校が楽しい」と答える児童の割合を60%以上にします。

(具体的方策)

- ・学校行事や人権教育、ポジティブ教育、ピア・サポート活動を通して、友達や他学年とのよりよい関係づくりを行います。
- ・仲間と協働しながら目標に向かう児童の学びの姿やその過程を積極的に評価します。

(3) いじめの未然防止

①授業改善

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業研究をおこない、学びを振り返り、学びを確かめ共有させます。教科領域をつなぎ、学びをつなぐ学習計画を立てます。また、地域に学び、地域にかかわるふるさと学習をおこないます。

②いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動、ピア・サポート活動をおこない、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や「絆づくり」を進めます。

③「個人ファイル」の活用

全校児童が「個人ファイル」(パーソナル・ポートフォリオ)を作成し、行事などの振り返りや学習の成果などをファイリングしていく活動を進めます。この個人ファイルを活用して、友達と互いのよさ・頑張りを認め合う活動に積極的に取り組みます。

④互いの頑張りを認め合う取り組み

各学級では、毎日の学校生活で見つけた友達の頑張りを、帰りの会などで紹介し合う活動を行います。児童のよい行い(親切な行動や頑張리など)を学級の中に広め、みんなで認め合うようにします。

⑤メディア利用のルール

宮崎地区の保護者が話し合って決めた「宮Pルール」の周知・遵守、家庭毎のメディア利用のルール作りを促します。

⑥特に配慮が必要な児童への支援

発達障がいなどのある児童、特別に支援を要する児童について、特性を踏まえた適切な支援を行います。

(4) いじめの早期発見

①積極的ないじめの認知

児童一人ひとりに目を配り、表情やしぐさなどに変化が見られた場合、いじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

②自己チェックの活用

毎学期、「こころのお天気しらべ週間」(自己チェック)を設け、児童が自分の心を見つめ、今、

どう感じているかチェックします。気になることや嫌なことがあると回答した児童には、話を聞くなどして、いじめなどの早期発見につなげます。

③学校生活アンケートの実施

年間3回、全校児童対象に「学校生活アンケート」を実施します。「いじめられていないか」、「友達がいじめられているのを見たことはないか」「どのようないじめにあったか」、などについて問い、早期発見につなげていきます。

④教育相談の実施

年間3回、各学級担任が原則、学級の児童全員と面談を行い、気がかりなことについて丁寧に話を聞きます。面談の前に実施する「学校生活アンケート」を基に、悩みなどはないか事前に把握できるようにし、効果的な面談になるように努めます。面談後は、問題となった事柄が解消・改善されたかどうか追跡し把握します。

⑤情報交換会の開催

毎月1回を原則に、日常の学校生活の中で見られた問題行動事案、あるいは些細なことであっても問題行動の芽になりかねない事案などについて情報交換を行います。気がかりな児童についての情報を全職員が共有します。

⑥保護者に対するアンケートの実施

学期に1回、保護者に「友だち関係調査」を実施します。「最近、友だち関係などで、お子様が困っていたり、悩んでいたたりすることはないか」、「悪口、いじわる、いじめ、仲間はずれなどの話を聞いたことがないか」について問い、早期発見につなげていきます。

(5) いじめの事案対処

①「いじめ対応サポート班」による対応

いじめ事案が認知されたら、特定の教員が抱え込むことなく速やかに全職員が情報を共有するとともに、「いじめサポート班」が対応策を協議し、個人面談や情報収集等の役割を決めてチームとして対応して被害児童を守ります。

②被害・加害児童への対応

被害児童やいじめを報告した児童の心のケアを行い、安心・安全を確保します。また、加害児童に対しては事情を確認したうえで、適切な指導を行います。

③被害・加害児童の保護者への対応

事案に関する情報をしっかり把握したうえで、被害児童の保護者と面談し、説明を行います。学校の対応を伝えるとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止めます。一方、加害児童の保護者に対しては、事実を正確に伝えるとともに、今後の児童との関わり方などについて共通理解を図ります。

④警察と連携した対応

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとります。

⑤外部人材の活用と関係機関との連携

越前町教育委員会と連携を図りながら、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町教育支援員等の外部人材を活用したり、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携をとったりして、早期解決に向けたよりよい方策を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめにかかる行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していることを目安とします。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童本人と保護者に面談等により確認します。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、重大事態ととらえ、教育委員会へ報告するとともに、必要な調査を教育委員会の指導・助言のもとに行います。

学校が調査主体になる場合には、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

調査を教育委員会が行う場合は、指示のもと資料の提出など調査に協力します。

【重大事態の例】

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○学校主体で調査を行う場合

学校に重大事態調査組織を設置

- ・いじめ対策委員会のメンバーに、学級担任などの関係教員と、必要に応じて外部人材を加えて組織する。



調査組織で事実関係について調査

- ・事実関係を網羅的に明確にする。
- ・まず客観的な事実をつかむ。因果関係などの特定は急がない。いじめ行為が、「いつ、誰から、どのような態様」であったか。学校や教員がどう対応したか。これらを明確にする。
- ・それまでの調査結果の再分析や必要に応じて新たなアンケート調査などを行う。
- ・学校に不都合があっても、事実をしっかり向き合う。



いじめを受けた児童とその保護者に情報を提供

- ・明らかになった事実関係に関する情報を提供する。
- ・ここで提供する情報のもととなるアンケート調査などは、いじめられた児童やその保護者に提供することがあることを、調査対象の児童や保護者に説明しておく。



調査結果を教育委員会に報告

- ・明らかになった事実関係に関する情報を報告する。
- ・必要に応じて、いじめを受けた児童やその保護者の所見も添える。



調査結果を踏まえた必要な措置

- ・教育委員会の指導・助言等に基づいて必要な措置をとる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童、その保護者、学級や学校全体等を対象に、「いじめ対応サポート班」を中心とした継続的な支援・指導を行う。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

○いじめの未然防止等について、指導方針や日頃からの方策などを協議し、職員会議（月1回）で全職員に提示して共通理解を図ります。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任等

- （活動）
- ・いじめ防止に向けた具体的な年間活動計画の立案
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムづくり（定期的な面談やアンケートの実施）
 - ・いじめ発見のための情報交換と連絡体制づくり
 - ・いじめに関する情報があつた時の対応
 - 情報の迅速な共有
 - 事実関係の確認
 - いじめの認知
 - 教育委員会への報告・連携
 - 「いじめ対応サポート班」立ち上げ指示
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」「絆づくり」についての協議
 - ・教職員の校内研修のための資料収集・作成
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

○いじめ事案に対する対応策を速やかに協議し、対応します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、学級担任等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取（事実確認）
 - ・関係児童への指導・支援
 - ・関係保護者への対応
 - ・関係機関との連携
 - ・今後の具体的な指導・支援方針の提案

(3) 教育委員会との連携

○いじめを認知した場合には、いじめの状況等について、速やかに報告します。

- （活動）
- ・「いじめサポート班」の設置の連絡
 - ・今後の対応を相談
 - ・状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣要請
 - ・他の関係機関との連携の必要性について相談

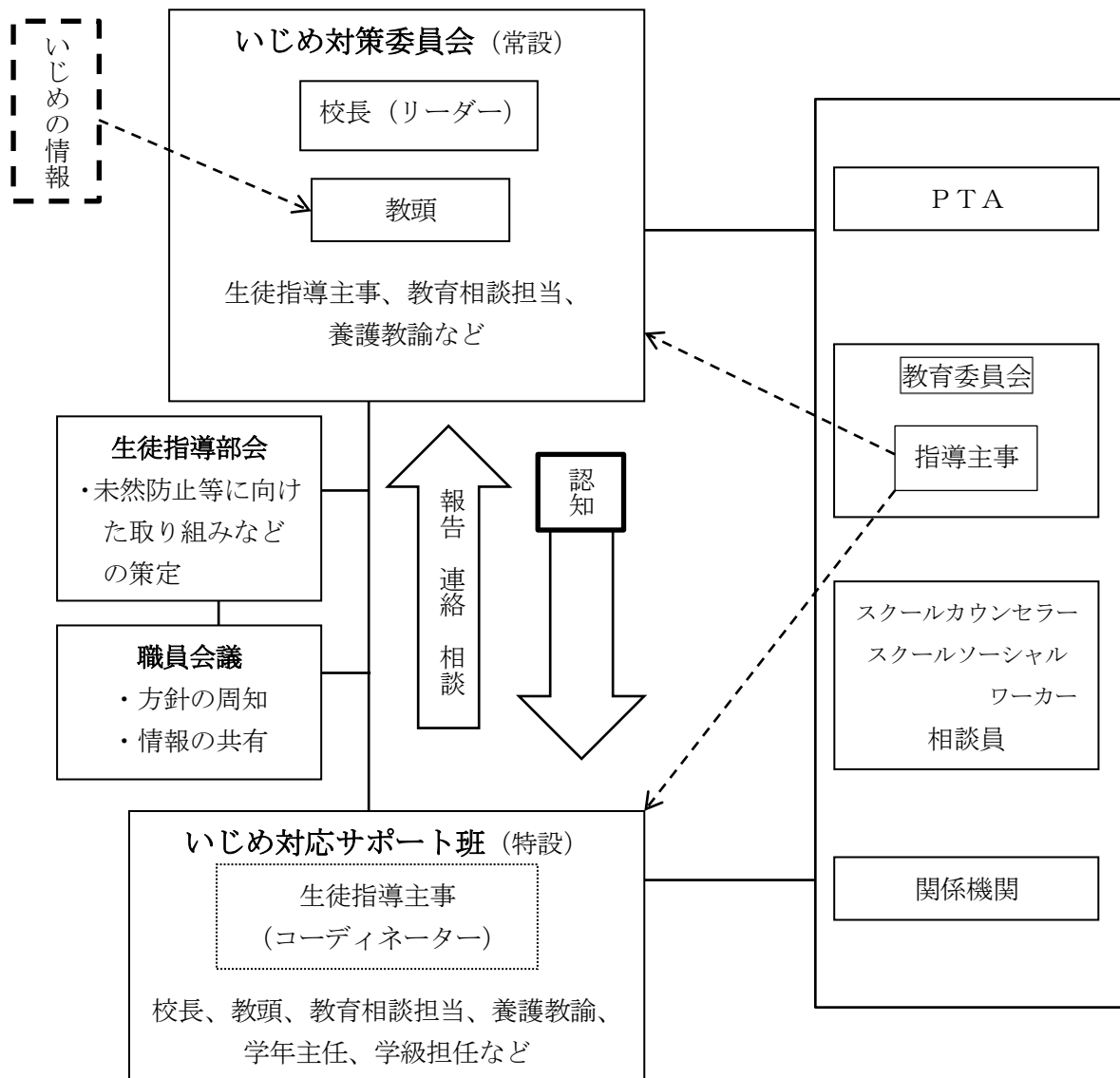
(4) 関係機関との連携

○いじめが深刻になることが懸念され、対応が困難な場合は、速やかにPTAや警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携します。

- （活動）
- ・対象児童が精神的に不安定な場合、心療内科等の医療機関との連携
 - ・家庭に問題が見られ、児童、保護者に支援が必要な場合、児童相談所と連携

【組織図】

宮崎小学校



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 - 基本方針確認 - 年間計画策定 ↓ 生徒指導部 - 具体的取り組みの策定 職員会議 - 方針の周知	縦割り班活動の準備 学級活動 - 学級目標作り - 具体的な取り組みについての話し合い 縦割り班活動スタート - 毎日の清掃活動 - 班の顔合わせ自己紹介 など 委員会、係活動スタート - 取り組みの立案、計画 公開授業					
5月	いじめ対策委員会 - 状況把握 - 情報交換 現職研修 - 特別支援教育研修	心のお天気調べ 体育大会 - 縦割り班を生かした取り組み - 応援練習、競技への取り組み等 - 体育大会を終えて、ありがとうの気持ちを伝えよう (ピア・サポート活動) 委員会、係活動（年間通して） - 児童のアイデアによる 企画・運営 学校生活アンケート 教育相談（全児童） 友だち関係調査（保護者）					
6月	いじめ対策委員会 - 状況把握 - 情報交換 授業研究 - 授業改善 - 学習規律 春と秋で全員が授業公開	心のお天気調べ 学級活動 - ポジティブ教育（SST、レジリエンス）の取り組み 縦割り班活動 - なかよしタイム（縦割りあそび、ピア・サポート活動） 委員会、係活動 - 児童のアイデアによる 企画・運営 公開授業					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・1学期の振り返り	心のお天気調べ 縦割り班活動 ・なかよしタイム（縦割りあそび、ピア・サポート活動） 学級活動 ・ポジティブ教育（SST、レジリエンス）の取り組み					
8月	いじめに関する研修会 ・事例研究 ・ポジティブ教育の実践など いじめ対策委員会 ・情報交換 ・2学期に向けて						
9月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握	学級活動 ・2学期の具体的な取り組みについての話し合い 心のお天気調べ 縦割り班活動 ・なかよしタイム（縦割りあそび、ピア・サポート活動）					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握	心のお天気調べ 学校生活アンケート 教育相談（児童全員） 友だち関係調査（保護者） 学級活動 ・ポジティブ教育（SST、レジリエンス）の取り組み 1000m走タイムトライアル ・個人のめあてとふりかえりを生かした取り組み 1～5年 遠足 ・縦割り班を生かした取り組み 6年 修学旅行 ・班別活動を生かした取り組み					
11月	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 春と秋で全員が授業公開 いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握	心のお天気調べ 読書週間 ・親子読書（読書の達人）の取り組み 人権週間の取り組み ・人権教室 ・命の学習 ・いいところ見つけ 縦割り班活動 ・なかよしタイム（縦割りあそび、ピア・サポート活動） 公開授業					
12月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期に向けて	心のお天気調べ ふるさと学習（総合的な学習の時間） のまとめ ・地域とのつながり、地域のよさを発見し、伝える ・地域のために自分達にできることを考える					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握	心のお天気調べ 学級活動 ・3学期の具体的な取り組みについての話し合い 学級活動 ・ポジティブ教育（SST、レジリエンス）の取り組み					
2月	いじめ対策委員会 ・情報交換 ・状況把握	心のお天気調べ 学校生活アンケート 教育相談（児童全員） 追跡調査報告週間 友だち関係調査（保護者） なわとび大会 公開授業 なわとび大会 ・縦割り班のペアを応援しよう（ピア・サポート活動） 1年 新入生 学校 訪問 6年 中学校 体験 入学					
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて	心のお天気調べ 6年生を送る会 ・ありがとうの心を伝えよう 卒業生に感謝を込めて （ピア・サポート活動） 卒業式 進級 「ありがとう おめでとう 心をひとつにして」					